

重度障がい者医療支給制度の所得制限限度額が緩和されます

令和7年8月1日より、飯塚市重度障がい者医療の所得制限限度額が改正されます。

令和6年度の所得金額(令和5年分の所得)が改正後の限度額未満の場合は、新規申請により令和7年8月1日以降の重度障がい者医療証が発行できます。(令和7年10月1日からの申請は、令和7年度の所得金額(令和6年分の所得)となります。)

○改正時期

令和7年8月1日から

○所得制限限度額

(円)

	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	以降1人につき 加算
改正後(新)	本人	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	380,000
	扶養義務者	改 正 な し				
改正前(旧) (令和7年7月 31日まで)	本人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
	扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000

所得の関係でこれまで申請されていない方も、前年所得が改正後の限度額未満の場合は、新規申請手続きにより医療証が発行できる可能性があります。